

大阪労働局からのお知らせ (27)

令和8年度 事業主の皆さまへ

※労働保険事務組合・一人親方団体の方は裏面下欄をご覧ください。

申告書の提出には、同封の「提出用封筒」をご利用ください！

【申告書の提出及び保険料の納付について】

申告は、窓口に出向くことなく手続きできる電子申請が便利です。

申告書で提出の際は、同封の「提出用封筒」を使用のうえ、郵送での提出にご協力ください。

郵便料金	
50g以内	140円
100g以内	180円
150g以内	270円
250g以内	320円



※口座振替を利用されている場合は、金融機関を通さずに申告書のみを大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署にご提出ください。

※持参される場合は、大阪労働局労働保険適用・事務組合課又は管轄の労働基準監督署へご提出ください。

※ほとんどの受付場所には駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮ください。

※土曜・日曜・祝日は閉庁しておりますのでご注意ください。

※雇用保険のみの申告書（藤色の申告書）については、大阪労働局にご提出ください。

※申告書の提出と同時に納付していただく場合は、金融機関に提出することができます。

この場合、申告書と領収済通知書（納付書）を切り離さずにご提出ください。万が一、申告書（提出用）が誤って金融機関から返却された場合は、申告書（提出用）については速やかに大阪労働局あてご郵送ください。

また、申告書を大阪労働局又は労働基準監督署に提出し、納付のみを金融機関で行うこともできます。（監督署での納付はお待たせする場合があります。）

【申告書のことで質問があるときは、以下のものをご用意ください】

- ① 労働保険料等申告書（当局から送付したもの）
- ② 「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」（賃金総額を記載してください）

又は、一括有期事業の場合「一括有期事業報告書」「一括有期事業総括表」

もし、記入できない場合は令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の賃金台帳等の賃金額の確認できるもの、一括有期事業の場合は、令和7年度中に終了した元請工事の名称・工期請負金額等が確認できるもの。

大阪労働局及び各労働基準監督署で6月1日（月）～7月10日（金）の年度更新期間中（※土日祝日を除く）は随時相談・受付を行っておりますので、お早めにご提出願います。

（受付場所）時間 8：30～17：15（来場は17時までをお願いします。12時から13時までの昼休み休憩時間は、職員が少ないためお待たせすることがあります。ご理解とご協力をお願いします。）

大阪労働局 第二庁舎 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル17階
 （大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車、6号出口西へ130m）

- 労働保険適用・事務組合課 ☆申告書等の相談・・・TEL:06-4790-6340（直通）
 ☆申告書等の相談（雇用保険）・・・TEL:06-4790-6351（直通）
 ☆申告書等の相談（事務組合）・・・TEL:06-4790-6350（直通）
 労働保険徴収課 ☆納付の相談・・・TEL:06-4790-6330（直通）

各労働基準監督署	住所	TEL	管轄
大阪中央労働基準監督署	〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10（大阪中央労働総合庁舎4F）	06-7669-8728	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
天満労働基準監督署	〒530-6007 大阪市北区天満橋1-8-30（OAPタワー7F）	06-7713-2005	北区、都島区、旭区
大阪南労働基準監督署	〒557-8502 大阪市西成区玉出中2-13-27	06-7688-5582	阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区、東住吉区、平野区
大阪西労働基準監督署	〒550-0014 大阪市西区北堀江1-2-19（アステリオ北堀江ビル9F）	06-7713-2023	西区、港区、大正区
西野田労働基準監督署	〒554-0012 大阪市此花区西九条5-3-63	06-7669-8788	福島区、此花区、西淀川区
淀川労働基準監督署	〒532-8507 大阪市淀川区西三国4-1-12	06-7668-0270	淀川区、東淀川区、池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
東大阪労働基準監督署	〒577-0809 東大阪市永和2-1-1（東大阪商工会議所3F）	06-7713-2027	東大阪市、八尾市
岸和田労働基準監督署	〒596-0073 岸和田市岸城町23-16	072-498-1014	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
堺労働基準監督署	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29（堺地方合同庁舎3F）	072-340-3835	堺市
羽曳野労働基準監督署	〒583-0857 羽曳野市誉田3-15-17	072-942-1309	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
北大阪労働基準監督署	〒573-8512 枚方市東田宮1-6-8	072-391-5827	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
泉大津労働基準監督署	〒595-0025 泉大津市旭町22-45（テクスピア大阪6F）	0725-27-1212	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡
茨木労働基準監督署	〒567-8530 茨木市上中条2-5-7	072-604-5310	茨木市、高槻市、吹田市、摂津市三島郡

**令和8年度 労働保険事務組合・一人親方等団体の皆さまへ
 保険料等申告書・申告書内訳等の受付日程表**

労働保険料等申告書及び申告書内訳等については大阪労働局にご提出いただきますようお願いいたします。

金融機関等で納付する際には保険料等申告書と納付書を切り離し、納付書のみを金融機関に提出してください。

また、ご提出の際は『労働局用』・『監督署用』・『事務組合控』をそれぞれ分けてご提出いただくよう、ご協力をお願いします。

月 日（曜日）	時 間	会場名称	会場所在地（会場への道順）
6月1日（月） ～ 7月10日（金） （土日祝日を除く）	8:30～17:15 （来場は17時 までにお願 いします。）	大阪労働局 第二庁舎 17階	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル 17 階 （大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車6号出口 西へ130m）

建設業の事業主の皆さまへ。 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります。
 右のQRコードからリーフレットをご覧ください（PDFファイルです）。

